

1.4 日本の新型コロナ対策

1.4.1 政府の対応体制/主要な社会的措置

2019年12月中国武漢市で確認された新型コロナウイルスに関連した感染症について検疫及び情報収集が強化された一方、日本においても翌2020年1月15日に初めての感染者が確認されて以降感染者が相次いだことから、28日に厚生労働省は新型コロナウイルス感染症を感染症法が規定する指定感染症とする政令等を施行し、医療体制や検疫体制の整備が進められた。その後、国内外の患者の発生状況を踏まえ、21日に関係閣僚会議が開催され感染拡大防止に向けた関係省庁間の緊密な連携が確認されるとともに、30日には政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部が閣議決定により設置された。なお、2月14日対策本部の下、医学的な見地から助言等を行うための新型コロナウイルス対策専門家会議が設置されている（7月3日廃止）。

さらに、対応体制を強化するため、3月13日に新型コロナウイルスを対象として加えた改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し同法に基づく対応を行うこととなり、26日にこれまで設置されていた対策本部を同法に基づくものとするよう閣議決定した。同法では、政府は事前に策定されている新型インフルエンザ等の発生に備えた対策実施に関する計画に基づき、発生状況に関する事実、対処に関する全般的な方針、対策の実施に関する重要事項を定めた基本的対処方針を策定することとなっている。対策本部においては、当初感染者数の抑制及び医療提供体制や社会機能の維持のため、接触機会の低減等による感染拡大速度の抑制、適切な医療の提供等による重症者及び死亡者発生を最小化、まん延防止策及び経済・雇用対策による社会・経済機能への影響の最小化、等を全般的な方針とした基本的対処方針を3月28日に策定したほか、以降状況に即した変更を行っている。基本的対処方針の策定及び緊急事態宣言（後述）の公示内容の決定にあたっては、新型インフルエンザ等の備えとして内閣総理大臣が主宰する新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下の新型インフルエンザ等対策有識者会議における基本的対処方針等諮問委員会に諮問されている。

4月7日には、大都市部を中心に感染者数の急増の恐れがあり地域の医療提供体制が逼迫したことから、一部都道府県を緊急事態措置を実施すべき区域として指定するとともに、使用制限等の要請を行う施設を定めた緊急事態宣言を行っている。その後4月16日には全都道府県に対象が拡大されたが、5月に入り対象が縮小され、5月31日には緊急事態を解除した。

また、感染拡大防止や早期収束、雇用の維持や事業の継続、生活の下支えに取り組む観点から、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策や生活不安に対応するための緊急措置を取りまとめている。2月13日には、帰国者支援、国内対策の強化、水際対策の強化の他、産業等への対応など、また、3月10日には国内対策の強化、産業等への対応のほか、学校休校も含めた緊急対応策が策定されているほか、18日には生活不安に対応するための緊急措置、4月7日には緊急経済対策も策定されている。これらは総額として、財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度の規模の対策となっている。

5月の緊急事態宣言解除以降では、感染拡大防止と社会経済活動との両立に向け「新しい生活様式」の実践のため、8月28日に新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組が決定されるなど、上述の体制が継続されるとともに、12月段階で第3次補正予算案が2021年度予算とともに政府より国会に提出されている。また、2021年1月7日に再度緊急事態宣言が行われた。

1.4.2 研究開発ファンディング動向/ポストコロナ投資

新型コロナウイルス感染症対策等に係る研究開発については、内閣官房健康医療戦略室を中心にとりまとめられている。治療法開発、ワクチン開発、診断法開発の他、機器・システム開発や基盤技術開発、産学連携・国際連携支援、研究所等の体制強化など多岐にわたる。

【図表 II-11】 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に関する取組 (※日付は全て2020年)

日付	財政措置	総額※	内容※カッコ内の数字の単位は億円
2月13日	予備費等	20.3	○SARS及びMERS等に関する知見等を踏まえ、診断法、治療法、ワクチン開発等を速やかに開始 診断法開発 (11.0)、治療法開発 (0.9)、ワクチン開発 (2.5)、既存薬の治療効果確認・診断キット普及等 (5.4)、疫学研究等 (0.5)
3月10日	調整費、予備費	31.2	○既存薬をCOVID-19に活用するための臨床研究や迅速検査機器開発等を加速するとともに新興感染症流行に即刻対応できる研究開発プラットフォームを構築 新興感染症流行に即刻対応できる研究開発プラットフォームの構築 (25.0)、既存薬の治療効果確認 (3.0)、迅速検査機器開発等 (3.2)
4月17日	調整費	32.5	○新型治療薬・ワクチンや医療機器等の開発が喫緊の課題となっていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する研究開発をさらに加速・拡充 治療薬開発研究の加速・拡充 (2.0)、創薬標的探索機能の強化・拡充 (16.5)、新たな作用機序等による治療薬開発研究 (10.0)、国内外の検体の確保・解析等 (4.0)
4月30日	第1次補正予算	751	○感染症を克服し、再び経済を成長軌道に乗せるため、今般、感染症の治療法・ワクチン開発に加えて機器・システム開発等を一層加速させる取組を追加 治療法・ワクチン開発 (106)、機器・システム開発 (117)、産学官の連携を通じた新型コロナウイルス感染症対策を含む革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発 (200)、環境整備等 (83)、国際関連 (246)
6月12日	第2次補正予算	609	○感染拡大を予防しながら、同時に社会経済活動を本格的に回復させるため、治療法・ワクチン開発に対する更なる研究開発費の追加等を措置 ワクチン開発の支援 (500)、新たな作用機序等による治療薬開発研究 (50)、診断・治療法の開発等及び再流行への対応に向けた調査研究事業 (50)、バイオリソースの維持 (9.4)
9月15日	調整費	55.7	○新型コロナウイルス感染症のための研究開発の推進 新型コロナウイルス感染症対策のための支援の充実 (24.8)、AI等新技術導入による研究の加速 (5.2)、ニューノーマルへの対応 (6.7)、診断法開発 (19.0)
11月24日	調整費	5	新型コロナウイルス感染症対策のための支援の充実 (5.0)
12月15日	第3次補正予算	425	治療法等の確立及び疫学調査研究 (50.0)、産学官の連携を通じた新型コロナウイルス感染症対策を含む革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発 (180)、環境整備等 (27)、国際関連 (168)

出典：内閣官房健康医療戦略室ホームページ (2021年1月20日アクセス)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousiryous/index.html>

このうち、研究開発ファンディングについては主として日本医療研究開発機構が行っている。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症に対する研究開発を行う「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」を5回にわたり公募することで、患者及び病原体に関わる疫学調査、病原体のゲノム及び性状・特性等の解析、病態解明等、総合的な感染症対策の強化を目指した基盤的研究の継続的な進や、得られた知見をもとに新たな診断法・治療法・予防法の開発を目指すほか、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するワクチン開発」事業による機関によるワクチン開発も支援しているほか、民間企業・大学・研究機関における機器・システムの開発等を支援する「ウイルス等感染症対策技術開発事業」を3回にわたり公募することで、新たな検査手法等の確立に資する開発・実証等を支援している。

また、産学連携に焦点を当てた「医療研究開発革新基盤創成事業 (CiCLE)」の実施により、我が国の力を結集して行われる医療現場ニーズに的確に対応する研究開発の実施や医薬品、医療機器、再生医療等製品、医療技術等の実用化の加速化等が抜本的に革新される基盤の形成、医療研究開発分野でのオープンイノベーション・ベンチャー育成が強力に促進される環境の創出を推進しようとしている。

さらには、「感染症研究開発 ELSI プログラム」により、感染症研究の領域における倫理的・法的・社会的課題やコミュニケーションのあり方に関する調査を実施することにより、感染症の医療研究開発に資する知識や技術等の創出も取り組んでいる。

医療に係る研究のみならず非医療分野においても、2020年度補正予算において新型コロナウイルスに対応した科学技術イノベーションに関連する予算措置等がなされているほか、例えば科学技術振興機構における戦略基礎研究や産学連携、国際共同研究などの既存事業の中での対応を行っている例もある。特に研究活動再開等のための研究設備の遠隔化・自動化による環境整備、事業継続や修学機会確保のためのデジタル化に関する事業や学生の経済支援など、直近の問題へ対応しつつポストコロナも見据えたものとなっている。なお、2020年度第1次補正、第2次補正合わせ、57兆3,826億円の補正予算が組まれたが、そのうち、科学技術関係予算としては、第1次で4,424億円、第2次で3,302億円、計7,726億円である³⁰。第3次補正予算については文部科学省の分のみで計6,948億円である³¹。

1.4.3 特筆すべき動き/ポストコロナの体制変化

2021年度から開始される5カ年計画の科学技術イノベーション基本計画における議論において、コロナ禍を含め世界の変化に拍車がかかり、「グローバル課題への対応」と「社会システムの変革」の両立が不可欠との認識の下、我が国の強みであるクオリティ・データを活用したデジタル・トランスフォーメーションと、我が国の伝統的価値観に根差したアプローチにより、「国民の安全・安心」が確保され、「人々の幸福 (human well-being)」が実現された社会を目指すという方向性の下、具体的な計画の検討が進んでいる。科学技術・イノベーション基本法となることと併せて、体制が変化していくと考えられる。

30 第1次、第2次補正予算については内閣府の科学技術関係予算を参照した。 <https://www8.cao.go.jp/cstp/budget/index2.html>（2020年12月20日閲覧）

31 第3次補正予算については文部科学省 科学技術・学術審議会研究環境基盤部会（第106回）（2020年12月23日）資料5「令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度予算案について」を参照した。 https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_gakkikan-000011835_12.pdf（2021年1月20日閲覧）